

# 介護保険だより

静岡県国民健康保険団体連合会  
 〒420-8558  
 静岡市葵区春日2丁目4番34号  
 TEL 054-253-5580  
 FAX 054-253-5589  
 [インターネット]  
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>  
 静岡県国保連合会 検索

## 介護給付費等請求事務に関する基本講座にご参加いただきありがとうございました

平成27年2月3日から6日の4日間限定で「ケアマネジャーのための基本講座」、「居宅サービス事業所のための基本講座」を開催しました。

多数の方にご参加いただきまして、ありがとうございました。

講座の資料を本会ホームページに掲載していますので、請求事務の参考にしてください。

また、以前開催しました「返戻・保留まるわかり講座」、「ケアマネ講座」についても資料を掲載していますので、こちらも参考にしてください。

なお、その他にも請求に関する資料がありますので、ご覧ください。

※ホームページ掲載場所

介護保険→介護保険請求事業所の皆様



介護保険請求事業所の皆様

各詳細については、それぞれの項目をクリックしてください。

介護保険請求事業所の皆様	1
	インターネット請求について (H26.08.01新規)
	インターネット請求をお考えの事業所の皆様へ (H26.08.12新規)
	インターネット請求の概要や「どうせ」を掲載しています。
	介護給付費等請求事務に関する基本講座開講のお知らせ 「ケアマネジャーのための基本講座」 「居宅サービス事業所のための基本講座」 (H26.12.01新規)
	事業所向け「返戻・保留まるわかり講座」 (H26.08.01更新)
	「ケアマネ講座」 (H26.08.01更新)
	介護給付費の請求について

## 縦覧点検後の再請求について

国保連合会では、介護給付費の適正化を図るため縦覧点検を行っています。

過去の請求について事業所で確認していただき、請求誤りがある場合は取下げ・再請求をお願いしています。

請求誤りが修正されずに再請求されるケースが見受けられますので、再請求時には確認をお願いします。

再請求から数ヶ月後に国保連合会で再点検を行い、誤りが修正されていない場合には、再度過誤処理をしていただくこととなります。

縦覧点検過誤処理のながれ(例)

3月 介護給付費取下げ依頼書の受付

4月 国保連合会にて過誤処理

5月 過誤決定通知書の送付

(伝送請求事業所は1日、磁気媒体・帳票事業所は15日以降)

※過誤決定通知書確認後、再請求ができます。

誤りが修正されていることを確認してから再請求してください。



## 介護給付費請求書等の提出期日について

介護給付費請求書等の提出期限は、請求省令により毎月10日と定められており、請求方法にかかわらず10日必着となります。

請求もれ及び11日以降到着分は翌月まわしとなりますので、くれぐれもご注意ください。

請求事務を担当される方は、御一読ください。